

「県への提案」に寄せられたご提案について (R8. 2月受付分)

受付日	タイトル	ご提案
2月2日	勉強スペースの確保について	<p>中高生が勉強に使える勉強スペースの不足を感じる。図書館や自治体の提供する勉強スペースに行っても、空いておらず、諦めて帰ることもしばしばある。家では様々な理由で集中できないという子供もいるだろう。また、飲食店で勉強のために長時間居座って店から注意されたり、罪悪感を抱きながら勉強したりする人もいると思う。そこで、さらなる勉強スペースの確保をしていただきたい。神戸市のまちなか自習室など参考にできそうな政策もある。また、ネットで自習場所の予約や空き状況の確認ができるようにしていただきたい。その場所まで行って諦めて帰るといった時間の無駄が減り、また、諦めて帰る人を見て、使っている人が気まづくこともない。県で取り組んでほしいのは、行動範囲が自治体をまたぐような人もいるからだ。県で取り組むことで注目もされると思う。中高生の学力向上のためにぜひお願いします。</p> <p><b>【県からの回答】</b> この度は、中高生の勉強スペース不足につきまして、貴重な御提案をお寄せいただき、心より御礼申し上げます。県立図書館では、令和5年度に学習スペースの座席数を従来の37席から67席へと増設し、多くの方々に御利用いただいているところです。一方、市町村においては、施設の構造やスペース確保の制約もあり、十分な席数の確保に至っていない場合もあると承知しておりますが、公民館や図書館等において、自習スペースの確保に向けた取り組みを進めてもらっているところです。今回の勉強スペースの確保に係る御提案も参考にさせていただき、今後、市町村へも機会をとらえお伝えし、取り組みを進めて参ります。</p>
2月2日	障がい児の進学について	<p>在宅で医療ケアの必要な子どもを育てています。今度地元の中学校を卒業しますが、私達の住んでいるところから通える支援学校高等部がなくてとても困っています。遠くの学校へ通うための送迎には、人手も経済的なことも足りず、第一に本人に遠距離の移動で負担がかかってしまいます。自宅から唯一通える距離にある支援学校重複学級にも教育課程や定員の問題を言われ、入学出来るかわかりません。来年度からの子どもと家族の生活が不安でとても困っています。</p> <p><b>【県からの回答】</b> この度は、「県への提案」をいただきありがとうございます。県教育委員会では、障がいのある子供たちが可能な限り身近な場所で学ぶことができるように、県立特別支援学校整備計画を策定し、熊本かがやきの森支援学校、熊本はばたき高等支援学校などの新設をしてきました。また、知的障がい特別支援学校における教室不足の対応のため、松橋西支援学校、荒尾支援学校、天草支援学校などの高等部の移転整備を行ってきました。これらを含む特別支援学校は、障がいのある幼児児童生徒の生命と安全を守るため、また、本人の可能性を最大限に伸ばすため、それぞれの対象障がいに応じた教育課程を用意して教育にあたっています。特別支援学校高等部を希望する場合について説明しますと、まず、本人や保護者に対し、当該学校の教育が本人の希望にあっているか、本人の持てる力を伸ばす教育ができるかを判断していただくため、必ず希望校への教育相談を受けていただいています。教育相談を通じて、出願資格に該当する障がいの状況や現在の学習内容、通学手段、医療的ケアの実施などについて聞き取りさせていただくとともに、最適な進路選択につながるように各学校で教育課程等の説明をさせていただいています。県教育委員会では、医療的ケアが必要な子供を支援する「ほほえみスクールライフ支援事業」や「人工呼吸器装着児童生徒看護師利用補助事業」、医療的ケアが必要な児童生徒の通学を支援する「通学支援補助モデル事業」等、子供が安全で安心できる学習環境の整備や保護者の負担軽減を図るための事業の実施について、入学決定後に予算の範囲内で、学校と個別に協議をしています。特別支援学校高等部の入学者選抜は、各特別支援学校高等部の教育に対する適正について、出願先の特別支援学校長が行うこととなっておりますが、入学者選抜検査に支障が生じない範囲で、本課から事業の説明等は可能です。また、県内には、居住地の場所、障がいの程度、交通事情等により、どうしても通学に負担が生じる場合があることは県教育委員会も承知しています。いただいた「県への提案」については、参考にさせていただき引き続き検討して参ります。最後に、本件について、御不明な点等がございましたら、御遠慮なく担当課までお問い合わせください。</p>
2月9日	ばかモン	<p>日本を代表するくまモン。その愛らしさ、優しさがすべてに受け入れられている証です。そのくまモンの愛らしさを台無しにしているのがばかモンです！ばかモンの狙いはわかりますが、くまモンの文化的価値をさげています！今すぐ退場させたが良いです。もしくは、憎めないキャラのばかモンを創作すべきです。同じような意見は出ていませんか？是非検討をお願いしたいです。</p>

2月9日	自動通話録音を導入して下さい。	<p>提案1、電話中での職員やスタッフに対するハラスメントを抑制する為に、県庁内と、県庁が管理している全公共施設内の全ての電話に自動通話録音を導入して下さい。</p> <p>提案2、電話中での職員やスタッフに対するハラスメントを抑制する為に、県庁から県内の全市町村の役所及び県内の全市町村が管理している全公共施設に対して、自動通話録音を導入するように通達して下さい。職員やスタッフを守る為に宜しく申し上げます。それと既に自動通話録音を導入していた場合は申し訳ないです。</p> <p><b>【県からの回答】</b>  この度は、「県への提案」をいただきありがとうございます。県民等からの威圧的言動等に苦慮する職員の負担を軽減するための対策は重要と認識しており、熊本県庁では、カスタマーハラスメント対策の一環として、今年度から録音告知機能付電話録音装置を導入しています。現在までに県内市町村に対して、設置の呼びかけを行っていませんが、県が率先して導入したことにより市町村でも今後導入が進んでいくものと期待しています。職員のため、ひいては県民サービス向上のためにも、誰もが働きやすく、風通しのよい職場環境づくりを進めて参りたいと考えています。</p>
2月17日	熊本県立図書館の設備見直しについて	<p>所用で県立図書館に来ています。30分程度建物周囲を検索しましたが、こうすれば安全かと思い記入しました。</p> <p><b>【改善案】・要望</b>  ①熊本市総合体育館と県立図書館の横断歩道に減速帯を設けて欲しい。車両が通るため減速させないと横断時に危険です。  ②文学歴史館側正面の障害者専用駐車場が車両4台分ありますが、車止めが無く、プラスチックのチェーンで区間されて(歩行者・職員の方)居ます。建物内の駐輪場へ通行する、バイク、自転車があるため、車止めをして頂くと、より安全になると思います。1. 5ton近くある車両を、プラスチックのチェーンでは阻止出来ません。  ③文学歴史館側正面と総合体育館を結ぶ長いスロープには、手摺がありません。たまたま老夫婦がスーツケースを押しながら、目の前を通られました。手摺がないため危険です。雨が降ったら？以上です。</p> <p><b>【県からの回答】</b>  平素より当館の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。このたびは、横断歩道への減速帯設置、駐車場の車止め設置、長いスロープへの手すり設置の3点につきまして、貴重な御提案をお寄せいただき、心より御礼申し上げます。いずれの内容も、利用者の安全性向上に関わる重要な御指摘として受け止めており、関係機関と連携しながら検討を進めて参ります。設備改善には調査や協議、予算面での調整が必要となるため、具体的な対応にはお時間を要する可能性がございますが、今後の運営改善の参考として活用させていただきます。引き続き、安心して御利用いただける図書館づくりに努めて参りますので、今後とも御意見・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
2月24日	県営住宅でのペット飼育を認めることの試行についての反対意見	<p>標記の件について、許可する範囲を限定してあり、団地住民が要望したことも理解しますが、毎日新聞が報じたとおりに施策が実行された場合、県営住宅に居住する、動物にアレルギーや恐怖を持つ住民の安全や権利が明確かつ重大に侵害され、県営住宅への入居を拒否できる条件として規定されている「団地で円満に共同生活を営み得ない場合」に該当すると言わざるを得ません。私は熊本県民ではありませんが、この施策が他の自治体に波及することは重大な問題になると考えるため、貴県が賢明な判断で当該試行を撤回し、従来通り県営住宅への入居に際してはペット飼育を一切認めない運用を継続することを強く希望します。</p> <p><b>【県からの回答】</b>  この度は、「県への提案」をいただきありがとうございます。本県の県営住宅では、これまで動物アレルギーやペットが苦手な入居者に配慮して、ペットの飼育を禁止してきました。一方で、高齢者の社会的孤立の解消などペット飼育により期待される効果があることや、民間の賃貸住宅では、ペット飼育が可能な物件が増加傾向にあることなどから、県営住宅においても、求められるニーズの一つと捉え、ペットとの共生について検討を進めて参りました。こうした中、団地自治会から、ペット飼育に係る「要望書」の提出を受けたことから、団地自治会と共に飼育にあたってのルール等を協議し、入居者への説明等を丁寧に進め、アレルギーや動物が苦手な入居者がいないことや、ペットとの共生に同意していることなどの条件を満たした棟をペット飼育が可能な「ペット共生住宅」として、試行を開始することとしました。本県としましては、その中で、ルールの遵守状況や相談対応等から課題を抽出し、団地自治会や関係機関と課題解決策を協議するなど、今回の取組みの検証も行っていきます。引き続き、入居者の方々が安全に安心して住み続けられるよう取り組んで参ります。</p>